

# 水戸市子ども読書活動推進計画

水戸市教育委員会

## 目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1 計画策定の趣旨	1
第2 計画の位置付け	1
第3 計画期間	2
第4 計画の対象	2
第2章 現況と課題	3
第1 本市の現況	3
1 家庭における読書活動	3
2 地域における読書活動	4
3 学校における読書活動	5
4 市立図書館における読書活動	6
第2 今後の課題	8
第3章 計画の基本的方向	9
第1 目指す姿	9
第2 計画の目標	9
第3 基本方針	10
第4 施策の体系	11
第4章 施策の展開	13
基本方針1 読書の必要性についての理解の促進	13
基本施策 1 読書活動のすすめ	13
基本施策 2 子どもの読書についての理解の促進	14
基本施策 3 子どもの本に関する知識の普及	15
基本方針2 読書に親しむことのできる環境の充実	16
基本施策 1 家庭の読書環境の充実	16
基本施策 2 幼稚園・保育所等の読書環境の充実	16
基本施策 3 学校の読書環境の充実	17
基本施策 4 図書館の読書環境の充実	18
基本方針3 子どもの自発的な読書に対する支援	19
基本施策 1 子どもの自発的な読書への動機づけ	19
基本施策 2 市立図書館の利用促進及び学校図書館との連携	20
基本施策 3 ボランティア活動の促進	21
第5章 推進体制と進行管理	22
第1 推進体制	22
第2 進行管理	22

## 参考資料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律…………… 23
- 2 学校図書館法 …………… 26

# 第1章 計画策定の基本的事項

## 第1 計画策定の趣旨

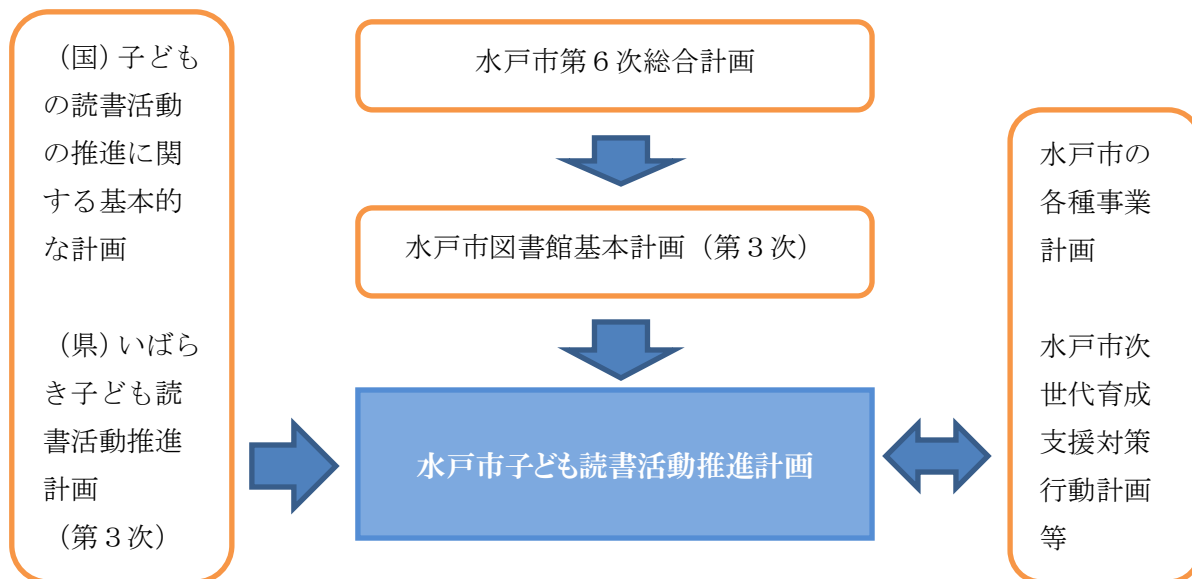
今日、人口減少と超高齢化による社会構造の変化やインターネット、携帯電話等さまざまなメディアの普及などにより、読書の時間も減少しつつあり、私たちの生活環境は大きく変化しています。このことは、子どもたちの心身の発達にも影響を与えているといわれています。

一方、子どもにとって読書活動は、言葉を学び、表現力を身につけるうえで欠くことのできないものであり、人生を豊かに生きるための基礎となるものでもあります。未来を担う子どもたちが、本との出会いを通して、生きる力と豊かな感性を育むことができるよう、「水戸市子ども読書活動推進計画」（以下「本計画」という）を策定し、子どもの読書に関わる活動を推進します。

## 第2 計画の位置付け

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第4条に基づく、市町村の計画として位置付け、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県の「いばらき子ども読書活動推進計画」及び本市の上位計画である「水戸市第6次総合計画」、「水戸市図書館基本計画（第3次）」との整合性を図りながら、本市における子どもの読書活動の推進に関する具体的な施策について定めるものです。

### 計画の位置付け



### 第3 計画期間

本計画の期間は、2017（平成29）年度から2020（平成32）年度までの4年間とします。  
ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 第4 計画の対象

本計画で対象とする子どもは0歳から18歳までです。

※ 乳幼児：0歳から就学前の子ども

## 第2章 現況と課題

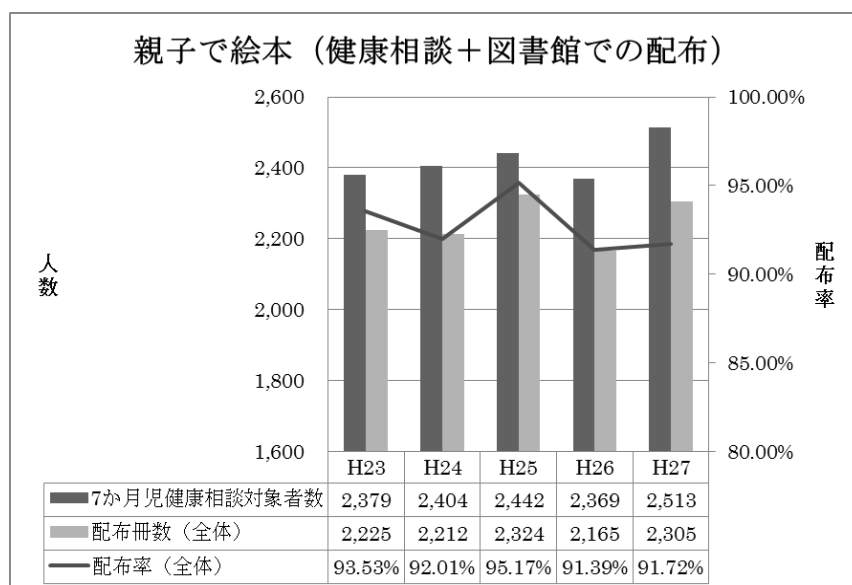
### 第1 本市の現況

#### 1 家庭における読書活動

水戸市保健センターで行われる7か月児健康相談時に平成18年10月から、親子が絵本を介してゆっくり心をつれ合うひとときを持つきっかけづくりとして、赤ちゃんに絵本を1冊プレゼントする「親子で絵本」事業を行っています。また、初めて本を選ぶ保護者向けに、絵本と一緒に本の選び方についてのガイドブックやリストも配布しています。下表1のとおり、毎年配布率が9割を超える実績をあげています。

健康相談に来られない家庭には市立図書館で受取りの案内をしていますが、健康相談に来られない家庭は図書館へも来られないことが多いという実態があります。

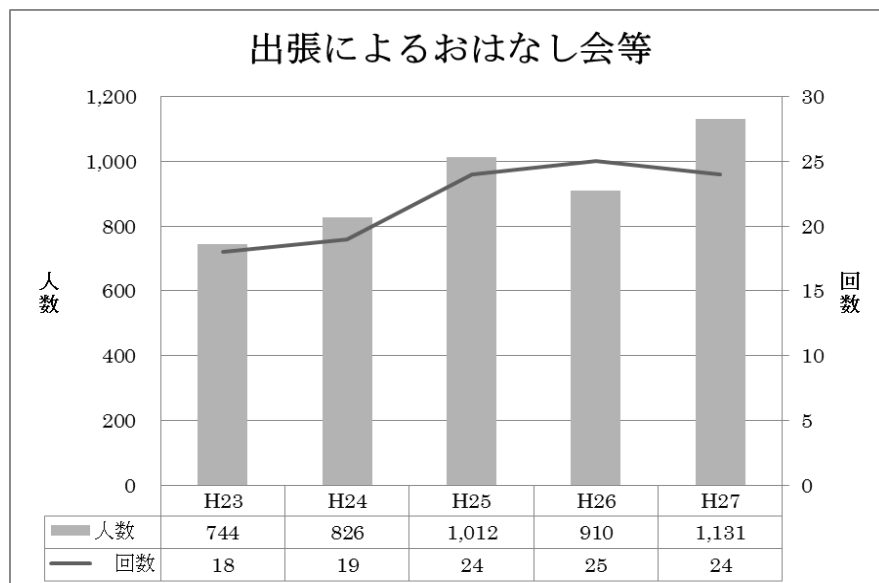
表1



## 2 地域における読書活動

地域の子育て関係施設（幼稚園，保育所など）への団体貸出やボランティアによる出張紙芝居・おはなし会（表2参照）等を行っております。また，市立図書館において社会体験見学として幼稚園児の受入れを行うとともに小学生向けの一日図書館員や，職場体験の中学生・高校生(以下，中学・高校生)の受入れも行っています。

表 2

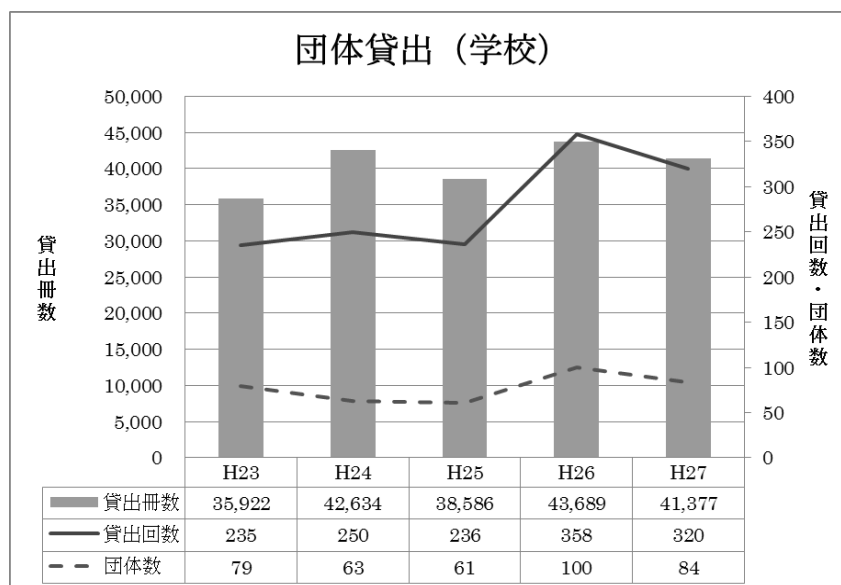


### 3 学校における読書活動

子どもの読書を進めるため、学校図書館ボランティアと協働で読み聞かせを行うなど、「朝の一斉読書」事業や「みんなにすすめたい1冊の本」事業を行っております。

市立図書館の団体貸出(表3参照)を利用して、子どもたちにより多くの図書を提供するよう努めています。また、学校図書館が子どもの読書活動に欠かせない場所であることから、平成28年4月から学校図書館支援事業を開始し、読書環境の整備を進めています。

表3



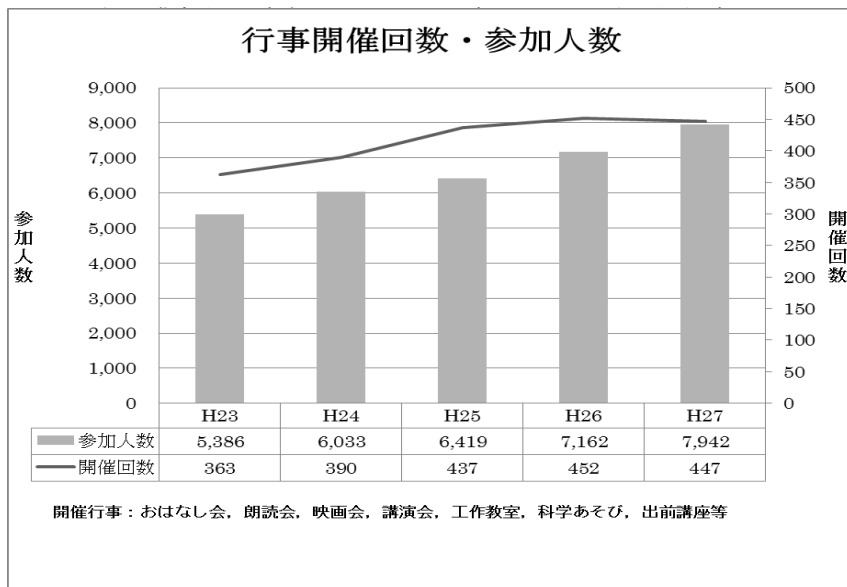


#### 4 市立図書館における読書活動

子どもの主体的な読書活動推進のため、年齢に合わせた図書リストの作成・配布、赤ちゃん向けの図書コーナーやヤングアダルトコーナーの設置など、子どもが図書を手に取りやすいよう工夫をしています。

また、ボランティアと協働で、子どもや保護者、子どもの読書に関心のある市民を対象とした様々な行事を催しています。下表4にあるように、平成23年度の363回から平成27年度には447回と年々開催回数を増加してきました。それに伴い、参加人数も平成23年度の5,386人から平成27年度には7,942人と順調に増え、盛況を呈しています。

表4



次に、参考として未成年（0～19歳）の市立図書館の利用登録者数と児童書貸出統計（表5参照）と利用登録者の利用推移統計（表6参照）を記載しました。

表5でわかるように貸出点数、貸出延べ人数が若干伸び悩んでいますが、表6では未成年の利用登録者数が平成23年度の1万4千人足らずから平成27年度には2万人を超え、順調に伸びてきました。児童書の貸出総数も増加傾向にあることがわかります。

表5

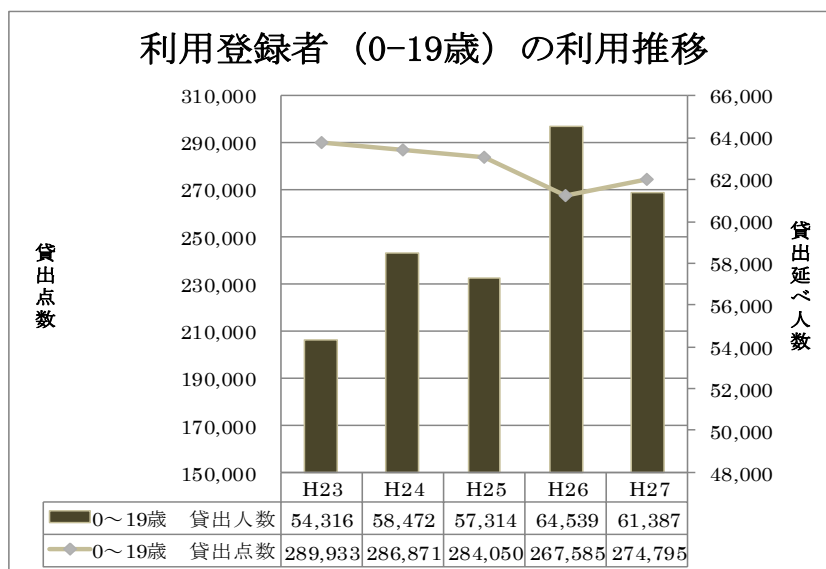
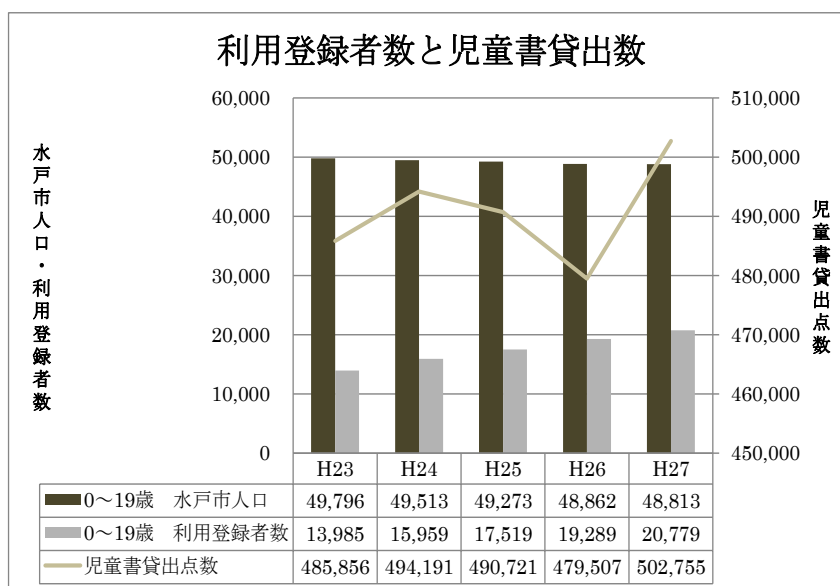


表6



## 第2 今後の課題

これまでの取組により一定の成果をあげてきた子どもの読書活動を一層盛んにするために、乳幼児（0歳から就学前の子ども）だけでなく成長段階に合わせて、子どもの読書習慣の定着化と読書意欲の向上を目指し、子どもと保護者が参加できる企画や子どもの読書に関する講座を開催するなど、子どもが読書を身近に感じるための取組を行う必要があります。

学齢期の子どもが読書に接する重要な場所として学校図書館があげられます。学校図書館では子どもの読書活動の推進のために図書館運営が活発に行われるよう、学校図書館担当教諭や、学校ボランティアと市立図書館の学校図書館支援員が協働し、学校図書館の環境整備を行っていく必要があります。併せて蔵書のデータベース化を行い、パソコンでの貸出・返却など図書館の効率的な利用を可能にすることが必要です。そして、学校図書館支援員派遣による取組を推進しながら、子どもたちの読書活動によりきめ細かな対応をできるようにしていくことが重要です。

また、生涯学習の場である公共図書館の果たす役割は大きなものがあります。市立図書館では子どもの読書活動にかかわるボランティアの方々に対して市や学校と連携し、読書活動の担い手の拡大とスキルアップを図るための講座や研修会を行うとともに、ボランティア同士が交流できるような事業を進める必要があります。そして、育児支援施設や教育施設等に対し、団体貸出サービスを利用できるよう、広報誌やホームページ等様々なメディアを活用し、子どもの読書活動に関する積極的なPRを行う必要があります。

### 第3章 計画の基本的方向

#### 第1 目指す姿

本計画では、様々な社会情勢の変化の中にあっても、子どもたちが日常生活の中でより多くの本と出合うことにより、生きる力と豊かな感性を育むことができるよう、「子どもの読書活動への理解を深め、読書環境を充実させ、自発的な読書をする子どもを育てるまち・みと」を目指す姿とします。

子どもの読書活動への理解を深め、  
読書環境を充実させ、自発的に読書をする子どもを育てるまち・みと

#### 第2 計画の目標

具体的な目標として次の指標を設定し、目標の実現に努めます。

	平成 27 年度末現在	平成 32 年度末目標
水戸市の子どもの図書館登録率	37%	45%
児童書の年間貸出点数	502,755 点	600,000 点
水戸市の子ども一人当たりの 年間貸出点数	5 点	6 点

### 第3 基本方針

目指す姿の実現に向け、基本方針を次のとおり定めます。

#### 基本方針 1 読書の必要性についての理解の促進

子どもたちが本に親しむ習慣を身につけるためには、子どもにとって最も身近な存在である保護者が、子どもと一緒に読書を楽しみながら、楽しさを分かち合い読書に親しむことが有効です。そして、子育てをする大人だけでなく、子育て支援をする全ての人々へ向け、読書の必要性についての啓発を図ります。

#### 基本方針 2 読書に親しむことのできる環境の充実

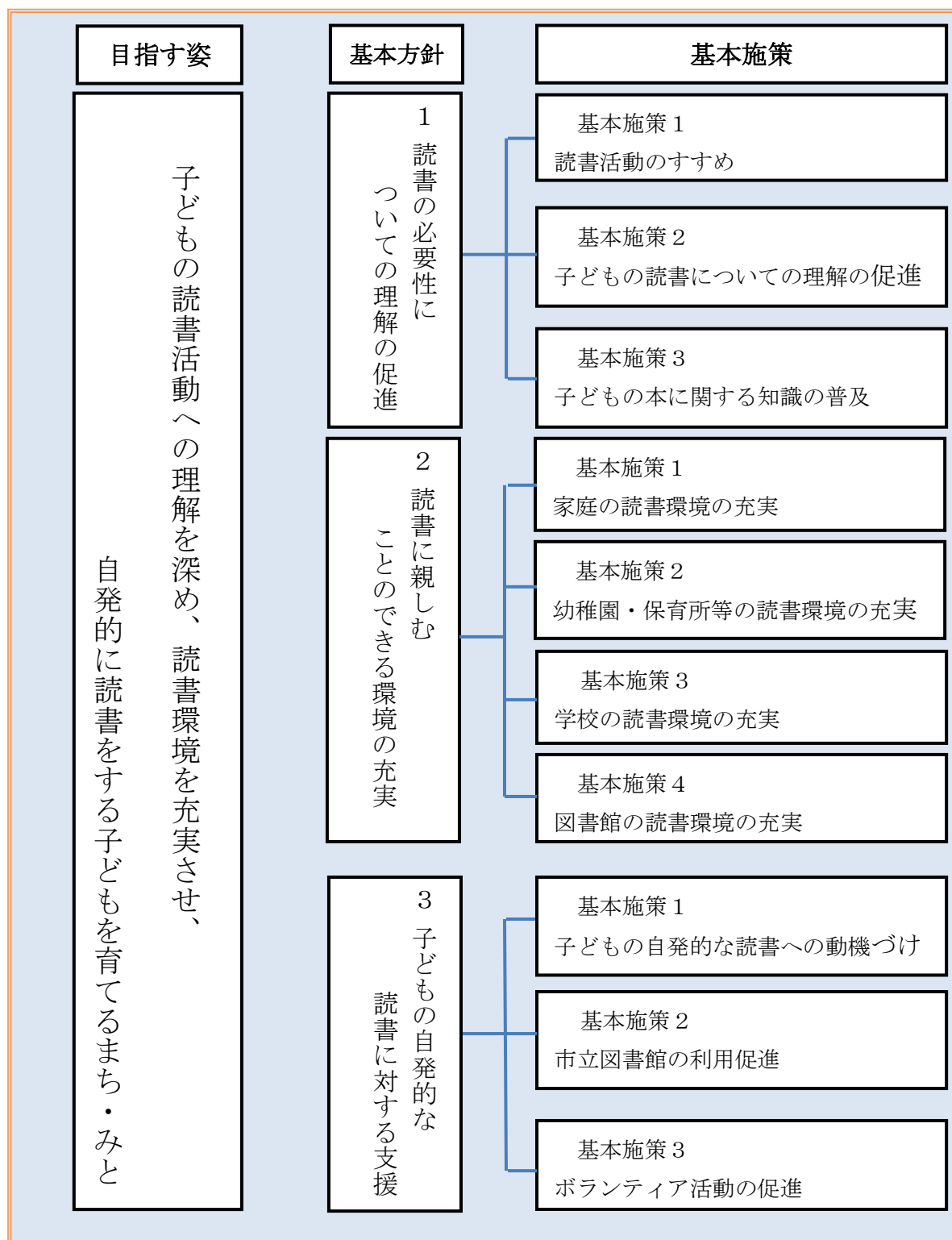
子どもが様々な場や機会を通して、面白いと思える本やためになる本に出合えるよう家庭における読書の働きかけを行うとともに、幼稚園・保育所等の子育て関係施設、学校、図書館など、それぞれの場において、読書に親しむ環境の充実を図ります。

#### 基本方針 3 子どもの自発的な読書に対する支援

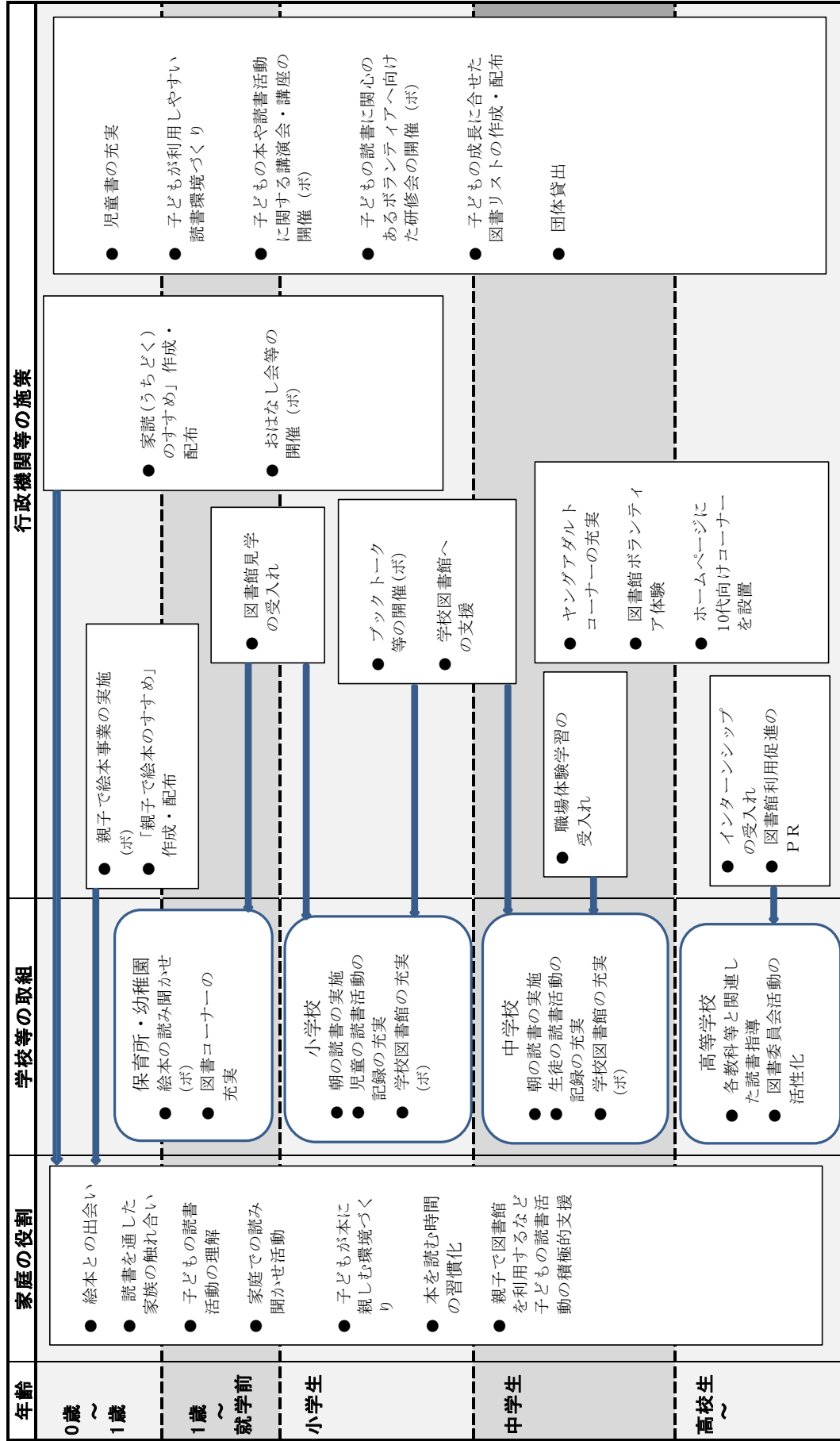
子ども自らが、本や読書に興味・関心を持ち、意欲を高め、目的や必要に応じた読書活動を進められるよう、図書館や学校、地域の子育て関係施設が連携し、子どもの発達段階に応じた働きかけを行い、読書に対する興味を継続して持てるよう支援します。

## 第4 施策の体系

子どもの読書活動に対する理解を深め、子どもが読書に親しむことができる環境を充実させ、自発的に読書をする子どもを育てるため3つの基本方針に基づいた体系を次のとおりとします。



子どもの成長段階と主な具体的施策の関連図



(ボ)…ボランティアとの協働事業



子どもの読書活動に対する理解を深め、読書環境を充実させ、自発的に読書をする子どもを育てるまち・みと

## 第4章 施策の展開

### 基本方針 1 読書の必要性についての理解の促進

#### 基本施策 1 読書活動のすすめ（乳幼児期）

##### 【基本的方向】

乳幼児期は様々な言葉を覚えていくとともに、人間関係の基礎となる豊かな心情、物事に自分から関わろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度等が養われる時期です。そこで子どもの身近にいる、保護者や保育者等子育て支援をする全ての人々へ、読み聞かせの大切さや意義を広く伝え、読書活動が一層進むよう努めます。

##### 【具体的施策】

##### ① 「親子で絵本のすすめ」の作成・配布

子どもたちが絵本や物語と出会い、想像を膨らませながら多くの言葉に触れることで、言語感覚を養うとともに豊かな情操を育むことができるよう、絵本を読むことの意義を説くリーフレット「親子で絵本のすすめ」を作成しています。そして、「親子で絵本」開催時に配布するとともに、子育て関係施設や、市立図書館で配布し、読書活動が一層進むように努めます。

##### ② 「親子で絵本（ブックスタート）」事業の実施

絵本をとおして親子の触れ合いの時間を持てるよう働きかけるため、ボランティアと協働で、保健センターの7か月児健康相談の際に絵本を贈呈しています。また、健康相談に参加されなかった方には、中央図書館、地区館において贈呈しています。この事業は、平成18年10月から開始しており、毎年新生児の90%以上の保護者への配布実績があり、直接保護者に子どもの読書に対する理解を深めるきっかけづくりを行えることから、今後も継続していきます。

##### ③ 家庭における読書活動の支援

子どもを持つ家庭において、読書を通じた家族の触れ合いの時間が持てるよう、本の選び方や読み聞かせの方法などを紹介する講座の開催や、読書を通じた家族間のコミュニケーションを進めるリーフレット「家読(うちどく)のすすめ」を作成し、配布します。また、幼稚園や保育所における保護者参加の読み聞かせ会等を実施し、保護者への啓発活動に努めます。



## 基本施策 2 子どもの読書についての理解の促進（乳幼児期～中学生）

### 【基本的方向】

幼いころから読書習慣を身につけていくことは、「考える力」・「感じる力」・「想像する力」・「表す力」等を育てるとともに、情操を豊かに育み、人間性の向上につながるものと考えられています。子どもだけでなく、保護者や幼稚園・保育所、小・中学校・義務教育学校の関係者など子どもの読書活動に関わる全ての人を対象に、読書理解を深める機会の充実を図ります。

### 【具体的施策】

#### ① 子どもの読書に関する講演会や講座の開催

子どもの読書に対する理解を深めるよう、子どもの本の作家や編集者、教育関係者などの専門家を招いた講演会を図書館において開催するほか、幼稚園、保育所、子育て支援施設等を会場に、子どもの年齢に合わせた児童書を紹介する、保護者向けの講座をボランティアと協働で開催します。

#### ② 子どもの読書についてのリーフレットの作成・配布及び広報活動

読書が、あらゆる子ども（貧困家庭の子ども・障害児・日本語が母国語でない子どもを含む）にとって必要であることを広く発信し、理解を得ていくため、リーフレットを作成・配布します。また、関連する事業について、ショッピングセンターや駅など市民が多く訪れる施設などでの広報活動や広報みと、ブログ、SNSなどでの情報発信も積極的に行います。

## 基本施策 3 子どもの本に関する知識の普及

### 【基本的方向】

充実したサービスを行うために、子どもたちが豊かな心を育むことができるような絵本や読み物、知的好奇心を満たす知識・科学の本などの蔵書の収集に努めるとともに、図書館で選定した年齢別ブックリストの作成・配布、子どもの本に関する講座の開催等、読書活動の推進に努めます。

### 【具体的施策】

#### ① 推薦図書リストの作成・配布

子どもや保護者、子どもの読書活動や子どもの育成に関わる人々が本を選ぶ際に参考になるよう、0歳から15歳までの子どもの発達段階に応じたブックリスト「おすすめの本」を作成し、保健センターでの乳幼児健診や幼稚園、保育所等を経由して保護者に配布します。また、このブックリストをもとに保護者向けの講座を開催し、家庭での読み聞かせの普及を図ります。

#### ② 読み聞かせ講習会やいきいき出前講座の実施

新たにボランティアを始めてみようと考えている市民や子どもの読書に関心を持つ市民に、子どもの本に関する講座や本の読み聞かせ講習会の開催、いきいき出前講座<sup>\*</sup>等を通して、読み聞かせのノウハウを伝えるとともに、適切な講師を紹介するなどして、子どもの読書活動の推進に努めます。

※いきいき出前講座：希望する市民グループ等に対して、水戸市の職員がその専門的知識・技術を生かし、講師になって行う講座。生涯学習課が担当する。

## 基本方針 2 読書に親しむことのできる環境の充実

### 基本施策 1 家庭の読書環境の充実

#### 【基本的方向】

家庭において読書活動を身近なものにするためには、読み聞かせを行う、家族で本の感想を話し合うなど、読書の楽しさを共有することが大切です。そこで図書館では、親子向けのおはなし会や幼稚園、保育所などでの絵本の読み聞かせを行うとともに、年代別に作成した推薦ブックリストを保護者に配布し、家庭での読書活動を推進します。

#### 【具体的施策】

具体的施策については次の4つの施策により読書環境の充実に努めます。

- ① 「親子で絵本のすすめ」作成・配布  
(再掲 p13 基本方針1 基本施策1 具体的施策①)
- ② 親子で絵本(ブックスタート)事業の実施  
(再掲 p13 基本方針1 基本施策1 具体的施策②)
- ③ 家庭における読書活動の支援  
(再掲 p13 基本方針1 基本施策1 具体的施策③)
- ④ 子どもの読書に関する講演会や講座の開催  
(再掲 p14 基本方針1 基本施策2 具体的施策①)

### 基本施策 2 幼稚園・保育所等の読書環境の充実

#### 【基本的方向】

子どもが絵本や物語に触れる機会が増えるよう、市立図書館が所蔵する幼児向けの図書の充実に努め、幼稚園・保育所等に団体貸出を行うとともに、親子向けのおはなし会や絵本の読み聞かせ等の企画事業を実施します。

#### 【具体的施策】

- ① 幼稚園・保育所等における児童書の充実  
幼稚園・保育所等で過ごす子どもたちが読書に親しむことができるよう、団体貸出による蔵書の充実及び、図書が利用しやすい環境整備の支援を行います。

## ② 幼稚園・保育所等における絵本の読み聞かせの実施

子どもたちや保護者に対して読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及するために、親子向けのおはなし会や絵本の読み聞かせを実施します。

## ③ 幼稚園・保育所等と市立図書館の連携

幼稚園・保育所等で過ごす子どもたちがより読書を楽しめるよう、幼稚園・保育所等と市立図書館が連携し、出張紙芝居の実施や図書館の見学、幼稚園・保育所等の職員への読み聞かせのための研修会の実施など子どもたちが本に親しむ環境づくりに努めます。

## 基本施策 3 学校の読書環境の充実

### 【基本的方向】

学校における読書活動の推進のためには、学校図書館の果たす役割が大きく、その充実が必要です。各学校の図書館の環境整備を進めるため、学校図書館支援員を配置し、学校図書館担当教諭、ボランティア等と連携し学校図書館への蔵書管理システムの導入をはじめ、授業における調べ学習の支援等、児童・生徒の読書環境の整備に努めます。

### 【具体的施策】

#### ① 児童・生徒の読書活動の推進

児童・生徒の読書活動の推進のために、「朝の一斉読書」や「みんなにすすめたい一冊の本」事業、学齢に合わせた本を紹介するブックトーク\*等に取り組みます。

#### ② 学校図書館資料の整備、充実

学校図書館資料の充実に努めるとともに、小・中学校、義務教育学校を訪問支援する、学校図書館支援員を配置し、図書の貸出・返却、検索の利便性を高めるため、蔵書のデータベース化を図るとともに、資料提供を図る物流ネットワークの整備や、学校図書館の資料配架方法、推薦図書の展示など、児童・生徒の読書環境の整備に向けた支援を行います。

また、読書環境整備のほか児童・生徒の読書活動の推進のため、学校図書館の運営の改善及び向上を図ります。また、児童・生徒及び教員による学校図書館の利用にきめ細かく対応してまいります。

#### ③ 学校図書館運営の充実

学校図書館のボランティアと連携し、学校図書館への蔵書管理システムの導入など学校図書館の整備を図るとともに、読み聞かせ、ブックトーク\*、調べ学習など、児童・生徒の読書環境の充実に努めます。

\*ブックトーク：複数の聞き手に一定のテーマに沿って、複数の本を紹介して薦める活動。

## 基本施策 4 図書館の読書環境の充実

### 【基本的方向】

図書館は子どもにとって、自由に本を選び、読書を楽しむことができる場であるとともに、調べ学習等により情報収集の方法を学ぶ場でもあります。子どもにとって魅力ある本の収集や、本との出会いの場を提供できるよう読書環境の整備に努めます。

### 【具体的施策】

#### ① 児童書の整備、充実

児童書の充実を進めるとともに、図書館の利用に困難を感じる子どもが読書の喜びを味わうことができるように布の絵本、点字絵本、外国語の児童書などの充実にも努めます。

また、テーマ別の児童書コーナーを設置するなど、子どもや保護者が資料を手に取りやすい配置を行います。

#### ② ヤングアダルトコーナーの充実

主として10代（中学・高校生世代）のニーズに即した図書や雑誌等の資料を整備し、ヤングアダルトコーナーの充実に努めるとともに、交流の場となるようなスペースやコーナーの設置を進めます。

#### ③ 団体貸出用児童図書の充実

小・中学校をはじめ、幼稚園、保育所の読書活動支援のため、団体貸出用児童図書の充実に努めます。

## 基本方針 3 子どもの自発的な読書に対する支援

### 基本施策 1 子どもの自発的な読書への動機づけ

#### 【基本的方向】

学齢期の子どもには幼児期の受け身の読書から、自分が興味のある本を探して読む主体的な読書へ移行できるよう、身近な場所に本を用意するなど読書環境を整える必要があります。そして、子どもを取り巻く大人（保護者・学校・地域・図書館）が組織的に子どもの読書環境を整備する必要があります。

#### 【具体的施策】

##### ① 推薦図書リストの作成・配布

前記の施策により読書の動機づけを進めます。

（p15 基本方針1 基本施策3 具体的施策① 参照）

##### ② 子ども向け行事の開催

子どもが読書に興味を持てるよう、絵本の読み聞かせ、おはなし会、本の紹介を行うブックトーク、「読書通帳」の作成や絵本作りといった事業をボランティアと協働で開催します。

また、障害児がより読書に親しめるよう、障害特性や発達段階に応じた資料や情報提供を行うとともに、今後需要が増えると考えられる外国語資料収集を進め、外国語資料を活用した多言語のおはなし会など、外国につながるのある子どもの読書活動の推進を図ります。

##### ③ 朝の一斉読書の実施

子どもたちが自由に本を読む時間を確保することで、本に慣れ親しみ気軽に本を手にとることができるよう、朝の一斉読書の普及・拡充に努めていきます。

##### ④ 読書体験をした子ども同士の交流

市立図書館や学校において、図書の紹介文や紹介画の作成、発表会、ビブリオバトル<sup>※</sup>の実施など、子どもたちが自分の好きな本を紹介し、読書体験を共有し、交流する機会を設けます。

※ビブリオバトル：発表者が面白いと思った本をプレゼンテーションし合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会。

## 基本施策 2 市立図書館の利用促進及び学校図書館との連携

### 【基本的方向】

市立図書館は、子どもの自発的な読書活動を推進するため、家庭・地域・学校における読書活動を支援します。

### 【具体的施策】

#### ① 未就学児の利用促進

乳幼児向けに「赤ちゃんタイム」を設けるなどして、赤ちゃんの泣き声に気兼ねすることなく、乳幼児連れの保護者が図書館を利用しやすい環境づくりに努めます。また、地区館において、子育て中の図書館利用者をサポートする専門員をおき、おすすめ絵本の紹介や読み聞かせ等、図書館を通じた子育て支援や交流の場づくりを進めます。

#### ② 幼稚園、保育所等の図書館見学会の実施

図書館利用のきっかけづくりに、幼稚園の遠足や保育所の園外保育の際に、図書館訪問をとり入れてもらえるようPR等に努めます。

#### ③ 児童向け図書館利用案内の作成、配布

市立図書館に興味を持ってもらい、その後の利用につなげるため、親しみやすい児童向け図書館利用案内を作成、配布します。また、郷土に関する調べ学習に役立つ小冊子を作成し、「水戸まごころタイム」\*等の機会をとおして、子どもたち自らが図書館を使い、調べることができるよう働きかけていきます。

#### ④ 児童の図書館理解の促進

小学生向け図書館行事の「一日図書館員」を継続するとともに、子ども司書講座等をとおして、児童の図書館への理解が一層深まるよう働きかけていきます。

#### ⑤ ヤングアダルトコーナーの充実

(別掲 p14 基本方針2 基本施策4 具体的施策②)

#### ⑥ 図書館体験による10代の青少年の図書館理解の促進

「本に関わる仕事がしたい」と考えている10代の青少年に対し、図書館への理解を深めてもらえるよう市内の中学校・高等学校が実施する職場体験学習やインターンシップ学習を積極的に受け入れていきます。また、10代の青少年に図書館のボランティア体験の機会を設け、図書館理解の向上に努めます。

\*水戸まごころタイム：市立小・中学校の子どもたちが水戸の特色ある学習内容を学ぶ時間。

### ⑦ 読書活動につなげる 10代の青少年向けの図書館PR

図書館に興味を持ってもらい、読書活動につなげるために、水戸市立図書館ホームページに10代の青少年向けのコーナーを設け、図書館サービス、おすすめの本、行事の案内等を載せ、図書館利用を促すPRに努めます。

また、水戸市立図書館ホームページに10代の青少年から募った同世代向けに推薦する本やCD、DVD等の紹介や、図書館ボランティア体験の様子等を載せ、10代の青少年のより一層の図書館利用と読書活動の促進に努めます。

### ⑧ 学校図書館資料の整備，充実

(再掲 p17 基本方針2 基本施策3 具体的施策②)

## 基本施策 3 ボランティア活動の促進

### 【基本的方向】

絵本の読み聞かせやブックトークなど、子どもを対象とする図書館のボランティア活動は、専門的な知識や技能を必要とします。こういったボランティアを支援するため、講座や研修会を実施してスキルアップを図るとともに、新たなボランティアの育成に努めます。

### 【具体的施策】

#### ① ボランティアの活動支援

(仮称)「ボランティア連絡協議会」を立ち上げ、ボランティア同士が交流し、それぞれの活動の中で得た知識などを生かすことができるよう、情報交換会を開催して記録集などを作成し、ボランティア活動を支援します。また、読書活動を支えるボランティアの自主的な勉強会への講師派遣やスキルアップのための研修会を開催します。

#### ② 市内の地域文庫や読み聞かせボランティア団体との連携

市立図書館では、市内の地域文庫や読み聞かせボランティア団体など子どもの読書活動を支援する団体が活発に活動していけるよう、会場の提供や広報の援助等支援に努めます。



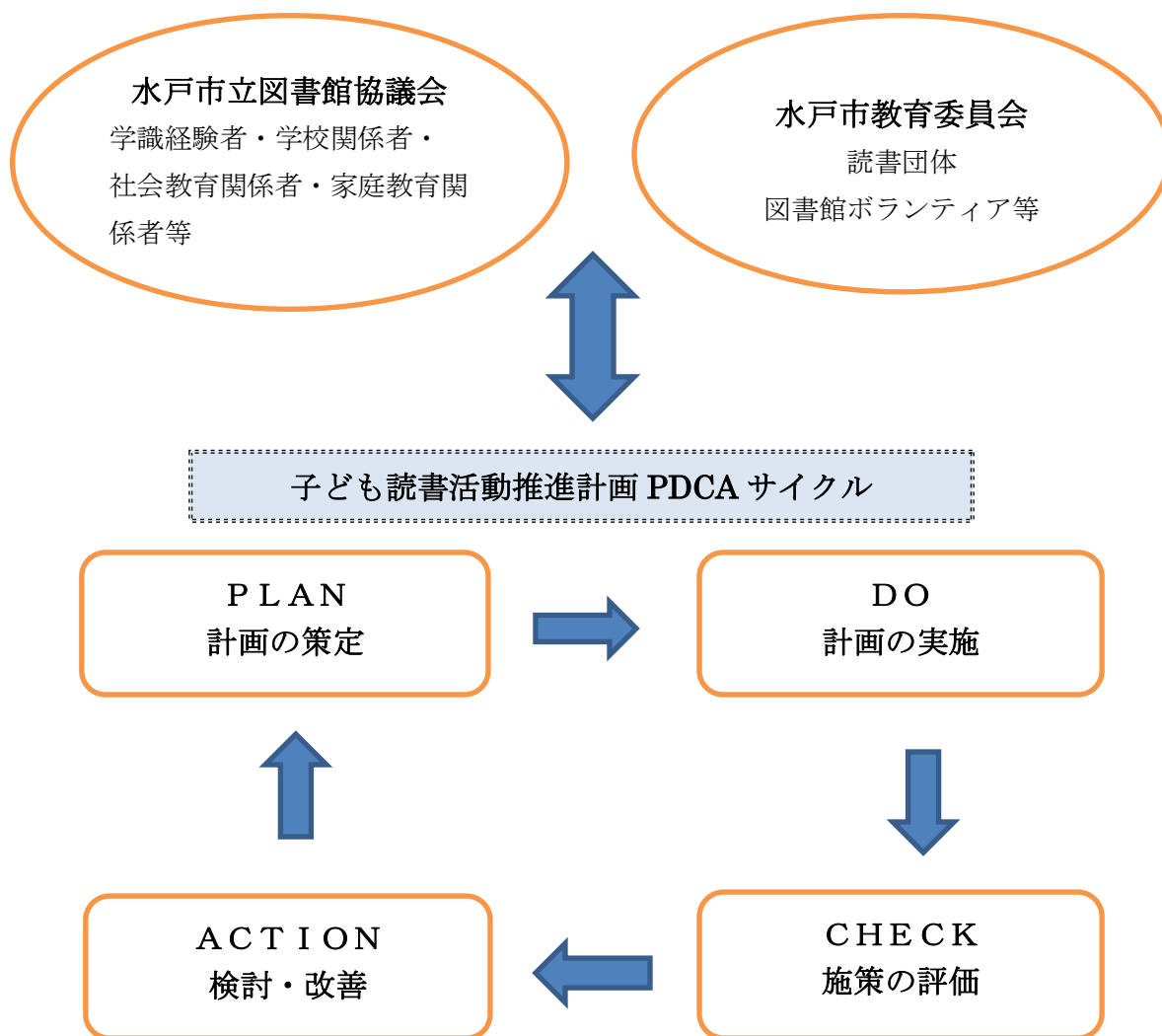
## 第5章 推進体制と進行管理

### 第1 推進体制

本計画の推進に当たっては、図書館法第14条に規定する図書館の運営に関する中央図書館長の諮問機関である「水戸市立図書館協議会」の意見を聞きながら、水戸市教育委員会を中心に関係各課と連携し、読書団体や図書館ボランティア等との協議により各施策に取り組みます。

### 第2 進行管理

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況を把握し、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクル手法により、適切な進行管理を行います。



## 参考資料

### 1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

《衆議院文部科学委員会における附帯決議》

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 2 学校図書館法

(昭和 28 年 8 月 8 日法律第 185 号)

(最終改正：平成 27 年 6 月 24 日法律第 46 号)

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第 3 条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第 4 条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
  - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
  - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
  - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
  - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第 5 条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

- 第6条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

- 第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

- 第8条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。
- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
  - 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。